亲斤

東京地裁判決「認可に違法性なし」

い」として訴えを棄却した。住民側は控訴する方針。 の取り消しを求めた行政訴訟の判決で、東京地裁は十八日、「認可に違法性はな 民らが同社の環境影響評価(アセスメント)は不十分だなどとして国に工事認可 JR東海が東京・品川―名古屋間で建設中のリニア中央新幹線を巡り、沿線住 乱用はない」と判断した。 JR東海の環境影響評価に は、国土交通相による認可 について「裁量権の逸脱や 判決理由で市原義孝裁判 (篠田賢治裁判長代読) (加藤益丈)

しも違法性はないとし、工事 ネル掘削で出る土の処分先 の確保が不十分だとする住 による水源への影響やトン 民側の主張を退けた。 住民側は、地震や火災の一況にある。 目標通りの開業は難しい状

区の着工を認めておらず、 七年開業を目指して着工。 流量減少を懸念して静岡工 しかし、静岡県が大井川の 年十月、国交省が認可し、 なのでコメントを控える」、 益に関係しない」とした。 判長は「原告の法律上の利 十分と主張したが、市原裁 対策など安全性の確保が不 JR東海は同年十二月、二 メントを明らかにした。 に工事を進めたい」とのコ いただいた。引き続き着実 JR東海は「適切な判断を リニアの工事は二〇一四 国交省は「係争中の案件

原告 「裁判所は責任放棄」

の一都六県の約二百五十人 民への被害や自然環境への 教授(せた)=甲府市=は会見 団長の川村晃生慶応大名誉 のみ審理を続けてきた。 えを却下したものの、沿線 計七百八十二人の大原告団 訴えを次々と退けた。原告 が認められない」として訴 約五百三十人は「原告適格 で、「七年間にわたり、住 に。地裁は二〇年十二月、 この日の判決は、原告の き締めた。 各地裁で沿線住民が同社を と民事訴訟は争点が異な し訴訟弁護団共同代表の関 が続いている。認可取り消 る民事訴訟を起こし、審理 相手に工事差し止めを求め して、東京、静岡、甲府の で生活が脅かされるなどと 備に入りたい」と表情を引 り、影響はない」と語っ 島保雄弁護士は「行政訴訟 リニアを巡っては、工事

ばかりの判決だ。裁判所は 責任を放棄した」と憤りを

が出ても仕方ないと言わん

を開き、「自然環境に被害 原告は東京都内で記者会見 た十八日の東京地裁判決。

可の取り消しを認めなかっ

に違法性はないとして、認

ニア中央新幹線の工事認可

国がJR東海に出したリ

名を連ねた。一九年三月に

は六十七人が追加提訴し、

た。控訴して次の戦いの準 所はくみ取ってくれなかっ

2014年と18年に認可し

を訴えていた532人に対 でリニアの安全性欠如など

原告としての適格がな

が困難な情勢となってい 着工を認めておらず、実現 川の流量減少を懸念して

問題となったのは、

国が

第3種郵便物認可

あらわにした。

リニアは安全性が確保さ

提訴は二〇一六年五月。

教授电ら=18日、東京・霞が 告団長の川村晃生慶応大名誉 判決を受け、記者会見する原

原告には全国七百十五人が 悪影響が大きい」として、 れておらず、自然環境への

影響を訴えてきたが、裁判

関の司法記者クラブで

朝刊 2 0 2 3 0 7 1 9

東京新聞

線住民らが国に工事認可の れない」として請求を棄却 可に違法があるとは認めら 取り消しを求めた訴訟の判 ア中央新幹線について、沿 決で、東京地裁は18日、「認 した。住民側は控訴する方 JR東海が建設中のリニ 違法と主張していた。

と指摘した。住民側は認可 ず、裁量権の範囲を逸脱れ 孝裁判長は認可の判断につ たものとは認められない。 いて「社会通念に照らし著 た工事の実施計画。市原義 しく妥当性を欠くとは言え

環境影響評価(アセスメン の前提となったJR東海の 不十分だなどとして認可は 騒音といった項目の内容が 書を巡り、地盤沈下や

国土交通省

判決」と書かれた旗を掲げる原告(左)と代理

18日午後、東京地裁前

きたが、ひどい判決と言わ 81人のうち、乗客の立場 備に入りたい」と語った。 ざるを得ない。控訴審の準 し「正当なことを主張して (76)は東京都内で記者会見 が20年12月、当初の原告7 今回の訴訟では東京地裁 訴訟団長の川村晃生さん 引き続き着実に工事を進め 訟に参加したJR東海は メントを控える」とし、訴 は「係争中の案件のためコ たい」とコメントした。 R東海が東京・品川―名古 屋間で27年の開業を目指 しているが、静岡県が大井 適切にご判断いただいた。 リニア中央新幹線はJ

上事認可取り消し認めず 東京地裁

